

2022年12月23日

各 位

会 社 名 株式会社ユーザベース  
代表者名 代表取締役 Co-CEO 兼 CTO 稲垣 裕介  
代表取締役 Co-CEO 佐久間 衡  
(コード番号：3966、東証グロース)  
問合せ先 執行役員 CFO 千葉 大輔  
(TEL： IR 専用問い合わせ窓口 03-4533-1999 )

**株式会社 THE SHAPER による当社株式等に対する公開買付けの結果  
並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ**

株式会社THE SHAPER（以下「公開買付者」といいます。）が2022年11月10日から実施していました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注1）（以下「当社株式」と併せて「当社株券等」と総称します。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2022年12月22日をもって終了しましたので、その結果について、下記のとおりお知らせします。

また、本公開買付けの結果、2022年12月29日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせします。

（注1）「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2013年5月3日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（行使期間は2013年5月5日から2023年5月3日まで）
- ② 2014年4月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（行使期間は2014年5月1日から2024年3月28日まで）
- ③ 2015年6月19日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（行使期間は2015年7月2日から2025年3月27日まで）
- ④ 2016年1月4日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（行使期間は2016年1月6日から2025年12月18日まで）
- ⑤ 2016年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権（行使期間は2016年7月20日から2025年12月18日まで）
- ⑥ 2016年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権（行使期間は2016年7月20日から2025年12月18日まで）
- ⑦ 2017年5月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権（行使期間は2023年4月1日から2027年6月18日まで）
- ⑧ 2017年5月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権（行使期間は2022年4月1日から2027年6月18日まで）
- ⑨ 2017年5月22日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第15回新株予約権（行使期間は2021年4月1日から2027年6月18日まで）
- ⑩ 2018年3月16日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第16回新株予約権（行使期間は2019年2月15日から2024年7月31日まで）
- ⑪ 2018年3月16日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第17回新株予約権（行使期間は2019年2月15日から2024年7月31日まで）
- ⑫ 2022年4月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第28回新株予約権（行使期間は2022年4月30日から2027年4月29日まで）

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社ユーザベース（証券コード：3966）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株券等の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しています。

## 2. 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動について

### (1) 異動予定年月日

2022年12月29日（本公開買付けの決済の開始日）

### (2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株券等38,451,375株（本新株予約権についてはその目的となる株式数に換算しています。以下同じです。）の応募があり、買付予定数の下限（26,023,700株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2022年12月29日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主である筆頭株主であった新野良介氏は、その所有する当社株式6,019,596株及び第5回新株予約権2,380個（その目的となる株式数：28,560株）の全てについて本公開買付けに応募し、その全てを公開買付者が取得することとなったため、本公開買付けの決済が行われた場合には、2022年12月29日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

さらに、当社の主要株主であった梅田優祐氏は、その所有する当社株式4,686,248株及び第5回新株予約権14,284個（その目的となる株式数：171,408株）の全てについて本公開買付けに応募し、その全てを公開買付者が取得することとなったため、本公開買付けの決済が行われた場合には、2022年12月29日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主に該当しないこととなります。

## 3. 異動する株主の概要

### ① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1) 名称	株式会社THE SHAPER
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 山田 和広
(4) 事業内容	当社の株券等を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること
(5) 資本金	25,000円
(6) 総資産	50,000円
(7) 純資産	50,000円
(8) 設立年月日	2022年10月14日
(9) 大株主及び持株比率	THE SHAPER Holdings L.P.（持株比率 100.00%）
(10) 当社と公開買付者の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

### ② 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 氏名	新野 良介
(2) 住所	群馬県高崎市

③ 主要株主に該当しないこととなる株主の概要

(1) 氏名	梅田 優祐
(2) 住所	神奈川県横須賀市

4. 異動前後における異動する株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① 株式会社THE SHAPER

	属性	議決権の数 (注2) (議決権所有割合 (注3)、所有株式数)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	384,513個 (93.92%、 38,451,375 株)	—	384,513個 (93.92%、 38,451,375株)	第1位

(注2) 「議決権の数」には、当社株式に係る議決権の数に加え、本新株予約権の目的となる当社株式に係る議決権の数を含みます。以下同じです。

(注3) 「議決権所有割合」は、(i)当社が2022年11月9日に提出した2022年12月期第3四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数(37,067,757株)に、(ii)当社が2022年10月11日付で発行した当社株式21,088株、及び(iii)2022年9月30日現在残存する本新株予約権の目的となる当社株式数(3,852,262株)を加算した数(40,941,107株)から(iv)当社が2022年11月9日に公表した「2022年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2022年9月30日現在の自己株式数(304株)を控除した数(40,940,803株)に係る議決権の数(409,408個)に対する割合(小数点第三位以下を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。

② 新野 良介

	属性	議決権の数 (議決権所有割合、所有株式数)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である 筆頭株主	60,481個 (14.77%、 6,048,156株)	—	60,481個 (14.77%、 6,048,156株)	第1位
異動後	—	—	—	—	—

③ 梅田 優祐

	属性	議決権の数 (議決権所有割合、所有株式数)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	48,576個 (11.86%、 4,857,656株)	—	48,576個 (11.86%、 4,857,656株)	第2位
異動後	—	—	—	—	—

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

今回の異動により、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となる予定です。

6. 今後の見通し

上記のとおり、本公開買付けにおいて当社株券等38,451,375株の応募があったものの、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株券等の全て(当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できな

かったため、2022年11月9日付当社プレスリリース「株式会社THE SHAPERによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続に従って、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。なお、当該手続の実施により、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできなくなります。

今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表します。

以 上

（添付資料）

2022年12月23日付公開買付者プレスリリース「株式会社ユーザベース（証券コード：3966）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）

各 位

会 社 名 株式会社 THE SHAPER  
代表者名 代表取締役 山田 和広

## 株式会社ユーザベース（証券コード3966）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 THE SHAPER（以下「公開買付者」といいます。）は、2022年11月9日、株式会社ユーザベース（証券コード3966、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（「本新株予約権」及び各新株予約権の定義については、下記「（3）買付け等を行う株券等の種類」の「②新株予約権」をご参照ください。）の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2022年11月10日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2022年12月22日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### （1）公開買付者の名称及び所在地

株式会社 THE SHAPER  
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

##### （2）対象者の名称

株式会社ユーザベース

##### （3）買付け等に係る株券等の種類

###### ① 普通株式

###### ② 新株予約権（以下に記載された各新株予約権で、これらを総称して以下「本新株予約権」といいます。）

（ア）2013年5月3日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2013年5月5日から2023年5月3日まで）

（イ）2014年4月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2014年5月1日から2024年3月28日まで）

（ウ）2015年6月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年7月2日から2025年3月27日まで）

（エ）2016年1月4日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年1月6日から2025年12月18日まで）

（オ）2016年7月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月20日から2025年12月18日まで）

（カ）2016年7月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2016年7月20日から2025年12月18日まで）

- (キ)2017年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権  
(以下「第13回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年4月1日から2027年6月18日まで)
- (ク)2017年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権  
(以下「第14回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年4月1日から2027年6月18日まで)
- (ケ)2017年5月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第15回新株予約権  
(以下「第15回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年4月1日から2027年6月18日まで)
- (コ)2018年3月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第16回新株予約権  
(以下「第16回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年2月15日から2024年7月31日まで)
- (サ)2018年3月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第17回新株予約権  
(以下「第17回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年2月15日から2024年7月31日まで)
- (シ)2022年4月14日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第28回新株予約権  
(以下「第28回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年4月30日から2027年4月29日まで)

#### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
40,940,803株	26,023,700株	—株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数(本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。)が買付予定数の下限(26,023,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(26,023,700株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である40,940,803株を記載しております。なお、当該最大数は、(i)対象者が2022年11月9日に提出した2022年12月期第3四半期報告書(以下「本第3四半期報告書」といいます。)に記載された2022年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(37,067,757株)に、(ii)対象者が2022年10月11日付で発行した対象者株式21,088株、及び(iii)対象者から報告を受けた2022年9月30日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数(3,852,262株)を加算した数(40,941,107株)から(iv)対象者が2022年11月9日に公表した「2022年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本第3四半期決算短信」といいます。)に記載された2022年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(304株)を控除した数(40,940,803株)になります。

(注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

2022年11月10日(木曜日)から2022年12月22日(木曜日)まで(30営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき、金1,500円
- ② 新株予約権
  - (ア)第4回新株予約権1個につき金17,160円
  - (イ)第5回新株予約権1個につき金16,992円
  - (ウ)第8回新株予約権1個につき金14,496円
  - (エ)第9回新株予約権1個につき金14,496円
  - (オ)第11回新株予約権1個につき金14,496円
  - (カ)第12回新株予約権1個につき金14,496円
  - (キ)第13回新株予約権1個につき金1円
  - (ク)第14回新株予約権1個につき金94,800円
  - (ケ)第15回新株予約権1個につき金94,800円
  - (コ)第16回新株予約権1個につき金1円
  - (サ)第17回新株予約権1個につき金1円
  - (シ)第28回新株予約権1個につき金472円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(26,023,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(38,451,375株)が買付予定数の下限(26,023,700株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に記載のとおり、応募株券等の全ての買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2022年12月23日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	35,783,655株	35,783,655株
新株予約権証券	2,667,720	2,667,720
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券( )	—株	—株
株券等預託証券( )	—株	—株
合計	38,451,375株	38,451,375株
(潜在株券等の数の合計)	2,667,720	(2,667,720)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
----------------------------------	----	-----------------------------

買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	48,576 個	(買付け等前における株券等所有割合 11.86%)
買付け等後における公開買付け者の 所有株券等に係る議決権の数	384,513 個	(買付け等後における株券等所有割合 93.92%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	370,392 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、本第3四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(i)本第3四半期報告書に記載された2022年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(37,067,757株)に、(ii)対象者が2022年10月11日付で発行した対象者株式21,088株、及び(iii)対象者から報告を受けた2022年9月30日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数(3,852,262株)を加算した数(40,941,107株)から(iv)本第3四半期決算短信に記載された2022年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(304株)を控除した数(40,940,803株)に係る議決権の数(409,408個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
auカブコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

② 決済の開始日  
2022年12月29日(木曜日)

#### ③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等について、公開買付け届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けが成立しましたので、公開買付け者は、本公開買付け後の一連の手続により対象者株式の全てを取得することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、当該手続が実施された場合には、対象者株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。今後の手続については、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 THE SHAPER 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上